

2026年2月6日

各 位

会社名 株式会社MC J
代表者名 代表取締役社長兼COO 安井 元康
(東証スタンダード コード番号6670)
問合せ先 経営企画室 広報IR担当
ir-otoiawase@mci.jp

団体名 ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー
代表者名 ビーシーピーイー メタ ジーピー エルエルシー¹
(ジェネラル・パートナー)

ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピーによる
株式会社MC J (証券コード: 6670) の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピーは、2026年2月5日、株式会社MC J (証券コード: 6670) の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー（公開買付者）が、株式会社MC J（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年2月5日付「株式会社MC J株式（証券コード: 6670）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年2月5日

各 位

団体名 ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー
代表者名 ビーシーピーイー メタ ジーピー エルエルシー^{（ジェネラル・パートナー）}

株式会社MC J（証券コード：6670）の普通株式に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社MC J（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：6670、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社MC J

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2026年2月6日（金曜日）から2026年3月24日（火曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,200円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	94,507,941（株）	62,785,300（株）	-（株）

(6) 決済の開始日

2026 年 3 月 31 日（火曜日）

(7) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）にその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として 2026 年 1 月 14 日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップです。本日現在、ベインキャピタル及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約 1,850 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、約 70 名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、レッドバロングループ、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現株式会社 BREXA Holdings）、株式会社 T&K TOKA、株式会社 IDAJ、株式会社エビデンツ（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社 Linc' well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence 等、42 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、東京証券取引所のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式（なお、対象者の「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）が所有する対象者株式（以下「BBT 所有株式」といいます。）を除きます。以下、対象者が所有する自己株式について同じです。）を対象とした本公開買付けを実施いたします。

（注 1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、買収者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。対象者の代表取締役会長であり筆頭株主である高島勇二氏（以下「高島氏」といいます。）が、本公開買付け成立後も引き続き対象者の経営に関与することを予定しており、本取引は、公開買付者及び高島氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、高島氏との間で、2026 年 2 月 5 日付で応募契約を締結し、高島氏が所

有する対象者株式の全て（32,469,386 株（注 2）、所有割合（注 3）34.36%）から高島氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有している対象者株式を除いた株式（32,468,960 株、所有割合 34.36%）を本公開買付けに応募することを合意しております。

(注 2) 高島氏は、対象者の役員持株会を通じて、426 株（小数点以下を切り捨て）に相当する対象者株式を間接的に所有しております。上記高島氏の所有株式数（32,469,386 株）には、高島氏が当該役員持株会を通じて間接的に所有している対象者株式 426 株が含まれております。

(注 3) 「所有割合」とは、対象者が 2026 年 2 月 5 日に公表した「2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（101,774,700 株）から、同日時点の対象者が所有する自己株式数（7,266,759 株。なお、当該自己株式数には、BBT 所有株式 330,000 株は含まれません。）を控除した数（94,507,941 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、62,785,300 株（所有割合 66.43%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（62,785,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。すなわち、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、本公開買付けは成立せず、本取引は実行されないこととなります。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（62,785,300 株、所有割合 66.43%）以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

買付予定数の下限（62,785,300 株）は、対象者第 3 四半期決算短信に記載された 2025 年 12 月 31 日時点の対象者の発行済株式総数（101,774,700 株）から 2025 年 12 月 31 日時点の対象者が所有する自己株式数（7,266,759 株）及び BBT 所有株式（330,000 株）を控除した株式数（94,177,941 株）に係る議決権の数（941,779 個）に 3 分の 2 を乗じた数（627,853 個、小数点以下を切り上げ）に、対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（62,785,300 株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数から BBT 所有株式に係る議決権数を除いた数の 3 分の 2 以上を所有することとなるようにするためです。

なお、BBT 所有株式については、(i) 株式給付信託（BBT）の委託者である対象者、信託管理人、及び受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で締結されている「株式給付信託契約書」（以下「本株式給付信託契約書」といいます。）

において、本公開買付けのように対象者の取締役会が賛同の意見を表明した公開買付けについて、信託管理人は当該公開買付けに応募する旨の指図を行わない旨が規定されていることから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、(ii)本株式給付信託契約書において、受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を一律不行使とする旨が規定されていることから、当該株式に係る議決権の行使が想定されておりません。そのため、BBT所有株式については、買付予定数の下限の計算に際しては自己株式同様に取り扱っています。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の2営業日前までに、BCPE Meta Intermediate Holdings Cayman, L.P.からの出資を受けるとともに、本決済開始日の前営業日までに、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社きらぼし銀行から1,500億円を上限として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、融資金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

さらに、公開買付者は、2026年2月5日付で、高島氏及び高島氏が100%の議決権を保有するその資産管理会社である株式会社クベーラ・ホールディングス（以下「本資産管理会社」といいます。なお、本資産管理会社は本日現在において対象者株式を所有しておりません。）との間で、株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、同契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、別途ベインキャピタルが指定する日において、ベインキャピタルが日本において新たに設立する公開買付者の完全子会社である株式会社（以下「ベインキャピタル新会社」といいます。設立時期は本日時点未定です。）（注4）の普通株式を本資産管理会社が引き受けることにより、対象者に間接的に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。本再出資後の公開買付者及び本資産管理会社のベインキャピタル新会社における議決権割合は、66.9: 33.1となる予定です。本再出資におけるベインキャピタル新会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（但し、本スクイーズアウト手続として本株式併合（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に定義します。以下同じです。）を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です。

（注4）本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者は、ベインキャピタル新会社及びベインキャピタル新会社の完全子会社である株式会社（以下「ベインキャピタル新会社2」といいます。）を設立し、最終的にベインキャピタル新会社2が対象者株式の全てを取得することを予定しております。

なお、ベインキャピタル新会社が高島氏から本資産管理会社を通じて本再出資を受ける理由は、高島氏は、本取引後も、対象者の経営に関与することを予定している中、高島氏に対して、本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。高島氏による本再出資は、高島氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとする目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が所有する対象者の議決権の総数が対象者の総株主の議決権の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において株式売渡請求を承認する予定であるとのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかつた場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026年5月頃を予定しております。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象

者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことになる予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本スクイーズアウト手続が 2026 年 6 月 30 日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、2026 年 6 月下旬に開催予定の 2026 年 3 月期に係る対象者の定期株主総会（以下「本定期株主総会」といいます。）で権利行使することができる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主とするため、定期株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを対象者に要請する予定です。そのため、対象者の 2026 年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定期株主総会において権利行使できない可能性があります。

4. 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年2月6日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条（e）項又は第14条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ペインキャピタル、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれ向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）12第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。